

土木森林環境委員会会議録

日時 令和5年12月12日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時20分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 長澤 健
副委員長 飯島 力男
委員 望月 勝 水岸富美男 渡辺 大喜 土橋 亨
白壁 賢一 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 伊川 浩道
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 末木 洋一
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 関 尚史 環境・エネルギー部次長 雨宮 俊彦
環境・エネルギー部参事 功刀 稔永
環境・エネルギー政策課長 加藤 栄佐 大気水質保全課長 中川 直美
環境整備課長 守屋 英樹 自然共生推進課長 保坂 一郎

県土整備部長 椎葉 秀作 県土整備部理事 小島 一男
リニア推進監 伊良原 仁 県土整備部次長 古屋 登士匡
県土整備部技監 秋山 久 県土整備部技監 若尾 洋一
総括技術審査監 野沢 清次 県土整備総務課長 高橋 義徳
建設業対策室長 河合 秀樹 リニア整備推進室長 吉野 一郎
用地課長 佐原 淳仁 技術管理課長 殿岡 徳仁
道路整備課長 立川 学 高速道路推進課長 壺屋 嘉彦
道路管理課長 櫻田 学 治水課長 蛭原 秀典 下水道室長 金子 英人
砂防課長 内藤 浩史 都市計画課長 五味 勇樹
景観まちづくり室長 内藤 広 建築住宅課長 久保 正樹
住宅対策室長 武藤 勉 営繕課長 大澤 光彦

議題 (付託案件)

- 第78号 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例制定の件
- 第85号 山梨県道路法施行条例及び山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件
- 第86号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第87号 令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算(第3号)
- 第90号 契約締結の件
- 第91号 契約締結の件
- 第92号 契約締結の件
- 第93号 契約締結の件
- 第94号 変更契約締結の件
- 第95号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、林政部、環境・エネルギー部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時28分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後1時から午後2時20分まで林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第85号 山梨県道路法施行条例及び山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第86号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(債務負担行為について)

佐野委員

県土の3ページ、債務負担行為について、お聞きしたいと思います。

それぞれが令和6年度、それから、令和6年度から令和7年度ということで、債務負担行為の設定をしておりますが、一般国道140号の床版工事はどのようなことで、債務負担行為の設定を延ばしたのか、お聞きをしたいと思います。

立川道路整備課長 一般国道140号濁川・平等川橋の床版工事ですが、既に上部工の桁は現場に架かっております。この後、コンクリートを打って、舗装をします。

これにつきましては、工事の規模もございまして、前後の取付けの部分や、全体の工程を合わせますと、2か年の債務負担の設定が必要となり全体の工事の工程から算出したものです。

佐野委員

当初見込みより、やはり1年ぐらい延ばした方が、安全も確保できるということだと理解しております。

それから、一般国道411号について債務負担行為を設定した理由について、お聞きしたいと思います。

立川道路整備課長 一番上段の国道411号の甲府市のところですが、これは甲府市和戸町の環状道路へのアクセス道路の工事ございまして、道路改良と併せて電線共同工等の工事を行っております。こちら、建設する工事との工程の調整によりまして、2か年の工期が必要ということで、次年度の債務負担を設定しています。

佐野委員

実は「若い方々に問う」として、道路環境についてアンケートをやりました。そして、きれいなところもあるけれども、走っていてかなり調子が悪いところもある。ただ、これについては、順次県でも工事をしていただいていることは承知していると聞いております。

債務負担行為を延ばすことについては、しっかりした工事が行われるということを理解しておりますので、まず安全を第一に、それから、しっかりした工事をするための債務負担行為の設定ということは理解していますが、その理解でよろしいか。

立川道路整備課長 公共工事につきましては、道路に限らず全体工事の内容に応じて、余裕のある工期を設定してございます。まずは、現場を安全に施工すること、品質も確保することということで、このような工事期間、債務の設定、あるいは明許枠の設定ということで御理解いただければと思います。

佐野委員

よく理解いたしました。安全に、精度の高い工事をしていただきたいと思います。要望にとどめさせていただきたいと思っております。答弁は要りません。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第90号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 契約締結の件

質疑

福井委員 第1工区が既に完成して、42戸ということでありますけれども、入居の状況と第2工区完成後の入居について、どのような応募の仕方をされるのか伺います。

武藤住宅対策室長 第1工区につきましては、42戸全て入居しております。今回、工事の2工区でございますけれども、この工事をするに当たって解体する方については、今、移動をして移ってもらっていますので、その方が最初に入ります。満室にならない部分につきましては、一般公募で募集するというところで、今のところ考えております。

福井委員 第2工区は、追加の募集をするということでありますけれども、近年の県営住宅の入居状況から考えると、すぐにいっぱいになるということでは理解をすればよろしいですか。

武藤住宅対策室長 これまでの建て替え等の状況を踏まえますと、山梨県全体で見ると、県営住宅の入居率が下がっている状況ですが、新しい物件につきましては、満室になると考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第92号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第93号 契約締結の件

質疑

福井委員 先ほどの玉川団地と同じですけれども、まず第1工区42戸全て需要があるという認識でよろしいでしょうか。

武藤住宅対策室長 新築の場合は、新しく整備されて、エレベーター等もついていますので、需要はあると考えております。

福井委員 玉川団地周辺に幾つかの学校もございました。寿団地についても富士見台中学校に隣接しているということで、子育て世帯は今どのくらい入居されているのか伺います。

武藤住宅対策室長 寿団地の子育て世帯の数ですが、手元に資料がございませんので、正確な数字が把握できません。

福井委員 資料請求をお願いしたいです。どうしてそんなことを聞いたかということ、これから第2工区のスケジュールが示されているわけで、恐らく少子化ということも考えられるので、第2工区に移るときのスケール感をやはり考えていかなければいけないと思い質問させていただきましたので、ぜひ資料の請求をお願いします。

長澤委員長 ただいま福井委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長澤委員長 執行部に申し上げます。ただいま福井委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配布をお願いいたします。

白壁委員 寿団地は入居者が少なく、にっちもさっちもいかない状態だった。老朽化していて、中は結露しているし、県の英断をもって今回建て替えをしていただいた。近くに富士小学校とか、幾つか学校があるけど、その団地に入っている人たちは基本的にはいない。高齢者だけというのが現状で、それも併せながら資料を提出してください。多分子育て世代はゼロになってくると思う。よく分からないけど、もしかすると、40幾つの世帯の中に1家族だけいたという可能性はあるけど、基本的には入居者が少なく、独居の高齢者が入っていて、金額もすごく安くしている。それでも入らない。だから今回建て替えに踏み切っていただいたということもあるので、そういった説明を資料の中に入れながら提出していただければありがたいと思います。

さっきエレベーターがあるって聞いて、よかったなと思った。6階建てだからね。でも、この前の物件もそうだけど、すごい距離の通路の真ん中にあるから。2工区のところ、大体真ん中の辺にできるということだと思うね。

エレベーターは金額も高いから維持費もかかるし、コスト削減のためには、一基ということだろうけど、本当はさっきの物件もそうだけど、このぐらい長いと2基ぐらいは設置したいところだけど。それはそれとして、多分そういう状況だと思うので、そういったものを加味しながらの報告書にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

武藤住宅対策室長 そのように考慮して資料を作って提出したいと思います。私の頭の中に寿団地の個別の数値が入っていませんので、また調べて御報告したいと思いますので、よろしくをお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第94号 変更契約締結の件

質疑

渡辺（大）委員 先ほど変更理由について、当初想定していた地質より脆弱な区間が判明したとのことですが、もう少し具体的に説明をお願いします。

立川道路整備課長 設計時点では、企業文献のデータ整理ですとか地表地質調査に加えて、両坑口付近では、鉛直及び水平方向のボーリング調査や岩石試験を行っております。

さらに、両坑口以外で直接確認が困難な中間部におきましては、弾性波探査という調査手法で地質の評価をしております。

今回、現場施工において、小菅村側から掘削作業に着手したんですけれども、約120メートル掘り進めたところで、既に支保工を建て込んであった手前の40メートル付近におきまして掘削断面の右側で変位が現れ始めました。このため、追加の調査を現場で行ったところ、空気に触れると変質して非常にもろい性質となる頁岩という種類の岩であることが判明したところでございます。

渡辺(大)委員 工事を進めていく中で脆弱な地質であることが判明したとのことでありませけれども、事前の調査では把握できなかったのか、その点について教えてください。

立川道路整備課長 トンネルの事前調査としては、先ほど御説明させていただいたとおり、一般的な項目について調査し、地層の把握に努めてきたところであります。

ただし、トンネルの中央付近の土かぶり深い部分については、弾性波探査による

数値の解析などによって、地質を判断しているため、岩石の硬さまで完全に把握することが難しいと言えます。したがって、山岳トンネルでは、現場の地質変化にも柔軟に対応できるナトム工法を標準的に採用しているところであります。

渡辺（大）委員 事前の調査では限界があり、今回のように工事の変更が起り得ることは、ただいまの説明で理解できました。

今回変更した工法については、どのようにして決定されたのか教えてください。

立川道路整備課長 トンネルの掘削断面の変位が確認された後、速やかにトンネル施工に精通した専門家をメンバーに加えた技術検討会を開催しております。この検討会で、工法の妥当性・安全性などについて慎重な検討を行っております。

また、現場では、業務委託により現場に常駐しております技術補助員や請負者、我々発注者の3者で、掘削面の地質状況を随時確認しながら、工法や対策範囲を決定しております。

さらに、地質の変化が確認された際には、必要に応じて専門家による技術指導や意見なども伺いながら工事を進めております。

渡辺（大）委員 最後に、工法の変更と併せて工期の延長も行われていますが、現在の進捗状況と今後の見通しについて、教えてください。

立川道路整備課長 現時点でトンネル掘削作業の進捗率は、おおむね7割となっております。貫通まで残り約90メートルという状況でございます。残る区間につきましては、現場で直接その地質を確認することができ、当初の想定どおりの地質だと見込まれております。

今後は、覆工コンクリート、インバートコンクリートの施工を進め、令和6年9月30日の完成を目指して安全に工事を進めてまいります。

渡辺（大）委員 ありがとうございます。山梨県は、以前にもトンネルで痛ましい工事がありました。皆様の安心・安全を買えるようなしっかりしたトンネルを造っていただきたいと思っております。答弁は結構です。

白壁委員 今回の説明でみんな分かったかな。何で変更になったかということが、最初のいわゆるD1と書いてある標準的なトンネルの設計で予算を組んでいきました。そしたら、これが20%以上超えてしまいました。だから議会で議決が必要です。だから上程したんだよね。何で標準的なものでやらなければならないのかということとちゃんと説明しなければ分からない。何で標準的なものとして当初の設計をしなければならないのか。

立川道路整備課長 標準的なものというのは、トンネルの掘削工法はナトムという標準的な工法と、事前調査につきましては、一般的にどこのトンネルでも行っております坑口、両坑口付近のボーリング調査をしております。

ですから、坑口部分で直接地質が確認できているものについては、ほぼ現地も調査どおりということですが、今回は資料の12ページの側面図にもございますとおり、

山の土かぶりが非常に厚いトンネルの中央部の地質の評価が当初の見込みと違ったということでございます。

もともと砂岩と頁岩という岩盤の種類の互層だということは、事前の調査では把握しておりました。ところが、実際現場で掘り進めてみますと、頁岩という、ページと書いてケツガンと言いますけれども、空気に触れると本のページのようにぼろぼろと薄くはがれていくという性質から名前がついていますが、掘削作業を進めていった時点で当初の想定と異なることが判明したということです。

実際、支保工という山を支えるH型の支保を施工していますけれども、そこが押されて、内空の断面に変位が出てきたところです。これは、地質が想定以上に悪かったことから、生じた現象ということで、サイドパイル工を行ったり、地質が可視できる部分については、あらかじめその先受工によって、地山の補強をしてから掘り進めていったところです。

トンネル中央部の岩盤の性質、岩石の性質がしっかり把握できたのが、現場を掘り進めたからできたということであって、その現状に応じた工法で施工を進めていくということでおります。

白壁委員

聞いていないところまで答えていただいているけど、何でそういう設計でいかなきゃならないのかというところ。

要は、トンネルというのは掘っていかなきゃ分からないんだよ。だから標準的なもので当初設計していく。それによって掘っていったところで、いろいろな調査はあるよ。目で見る、坑口部分のところをボーリングする、もしくは音波を使う、いろいろなものがある。それをしながらやっていったら変更していく。それしかできない。それは、JRの断層だとか、国交省の断層もあるけど、それだけでできるものではないから、それを使ってやっていく。そうするとこういう変更が当然出てくる。ということをしっかり表に出していかないと、何で想定できるものが想定できなかったのという話になっているから。標準的なものがまず一つありますよ、それによって積算をしますよ、入札の単価を決めますよ、工法もできますよ、これでやっていって変更していきますよというの決めていって、あとは追加をしていくというのがトンネル工法だということを県議会議員の皆さんに認識してもらわなければならない。

それを断層がこうで、はがれやすくて、今回、水がなかったけど、こういうものがあって、ああいうものがあって、ロックボルトの本数が多くなってと言っても素人は分からない。

だから、当然トンネルというのはそういうものだということを言ってもらわなければならない。そうすると、みんな、トンネルというのはそういうものなのかと、表に出していないものだから、ということがみんな分かってくると、じゃあ次のトンネルもうまくできて設計どおりの岩層で、何とかこの程度でおさまったなということがみんな分かってくれる。トンネルって必ずそうなるものだということをみんなの頭の中に入れてもらわなければならないから、それを説明してもらいたいということだ。

だからもう一回答えてもらいたい。何でその標準的なものから、こういったものが上がっていったのか、標準的な金額はどうやって決めたのかというところで。それだけ答えてくれる。

立川道路整備課長 今回のトンネルの工事、山岳トンネルは全てそうですが、ナトムという工法で掘削をしております。この工法自体、委員がおっしゃったとおり、随時掘削の断面を確認して、地山の状況も確認しながら進めていくものでありまして、当初は事前の調査で把握した地山の性質に基づいて設計をいたしますが、今回のように掘り進めていったところで、その山の岩質に応じて、必要な主要パターンですとか、補助工法が必要なものであります。

そのナトムというのは、現地の地質の状況に合わせて掘り進めていきますので、このような変更は非常に生じるという工法でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(トンネル照明設備の改修について)

福井委員 まず、トンネル内の照明設備の改修について伺います。

本会議の中でも、橋梁については5年間の中でしっかり点検を進めていって、国土強靱化の給付金の中で加速度的にやっていくという答弁があったと思います。

最近、県内の道路を走っていて、トンネル照明が大分LED化されて走りやすくなったと認識しておりますが、中にはまだまだ暗い部分がありまして、やはり運転の支障になっているところが多いのかなと思います。

そこで、今後のトンネル内の照明設備の改修等の計画について、どのようにしていくのか伺います。

櫻田道路管理課長 道路照明のLED化につきましては、現在、水銀灯ですとか、ナトリウム灯について、電気料の値下げですとか、省エネを目標にLED化を進めているところであります。

水銀灯につきましては、令和4年までで、おおむねのLED化が完了しております。

ナトリウム灯につきましては、令和12年までを目標に順次切り替えを予定しているところでございます。

福井委員 省エネを目標という答弁でありましたけれども、ぜひ、安全という部分が非常に大事かなと思います。ナトリウム灯は令和12年を目標ということですが、一日も早い改修をお願いしたいと思います。

(中部横断自動車道北部区間の事業化について)

続いて、中部横断自動車道の北部区間の事業化に向けて伺います。

10月に、双葉・葦崎・高根で計4回都市計画の説明会が開催されました。私も3回同席させていただいて、地域住民の皆さんの意見を伺いました。賛成や反対、様々な声が挙げられましたけれども、まず県としての受け止め方を伺います。

五味都市計画課長 10月の説明会では、様々な御意見を頂いたところであります。

まず、ルート上に居住されている皆様に対しましては、事業予定者である国とも協議する中で最大限配慮しながら対応してまいります。また、自然環境や景観への影響を懸念する意見等に対しましては、環境影響評価や都市計画手続の中で、しっかりと説明してまいります。

一方で、地域の発展や防災面などから、早く整備を進めてほしいとの期待の声も多くありまして、改めて早期整備の必要性を認識したところであります。

福井委員 やはり当事者が多い北杜市高根町での説明会は、多数の来場があり、関心の高さが伺えました。高根町体育館で行った最後の説明会の終了後には、地元住民から地域説明会の要望書が出されたと承知しておりますけれども、今後どのように対応するのか伺います。

五味都市計画課長 10月の説明会以外にも、住民の皆様には計画への理解を深めていただく場の開催を予定しておりまして、現在、その準備を進めているところであります。

福井委員 準備されているということですが、大体いつ頃の予定でいますか。

壺屋高速道路推進課長 説明会につきましては、都市計画の手続外でありますので、高速道路推進課が主となって行う予定でございまして、現在1月下旬から進めたいと考えているところでございます。

福井委員 回数とか規模は、どのように考えていますか。

壺屋高速道路推進課長 説明会という形ではなくて、説明コーナーという形で、パネルを展示した中に、この時間からこの時間は空いています、いつでもお越しくださいという形で説明コーナーを設置させていただくことで、今準備を進めておりまして計4回、場所は2か所で行う予定でございます。

福井委員 説明コーナーを設けるということですが、イメージがなかなかしづらいですけれども、具体的にパネルと人がいるということでもよろしいですか。どんな感じですか。詳しく教えてください。

壺屋高速道路推進課長 説明不足ですみません。いろいろなルートのパネルとか、整備効果のパネルなど、いろいろなパネルを今検討しております。当然、説明者を配置しまして、来場者の質問に答えられるように考えてございます。

福井委員 先ほども答弁でもありましたように、ルート上の居住者に対しても最大限配慮して

説明を行っていかとか、今度は都市計画外の説明会が開催される、説明コーナーが設けられるということですが、一連の住民への説明を聞いて思うことでもありますけれども、目の前に土地がかかったとか、家がかかったという方がいるわけです。その方の心情を思うと、説明を受けている、私も心苦しくなるというのは当然であります。

県からの説明では、そのような心情に配慮する発言がなかったかなと私は認識をしていますけれども、今後、手続を進めるに当たっては、まさに住民に寄り添った対応をしていただきたいと思います。

五味都市計画課長 今後は、いろいろな手続、例えば、公聴会の開催や、都市計画案の作成・縦覧、併せて環境影響評価についても、準備書の作成・縦覧などというのを行う予定であります。

これらの手続を進めるに当たっては、地域の合意形成が重要でありますので、住民の皆様により一層丁寧な対応に努めつつ、都市計画と環境影響評価の手続も着実に進めてまいりたいと考えております。

福井委員 より一層丁寧な説明をということでありましたけれども、ぜひよろしくお願ひします。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー一部関係

※第78号 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例制定の件

質疑

土橋委員 ただいま説明を受けました条例案について、本会議で当委員会の長澤委員長から代表質問で、知事からのしっかりした答弁もありましたが、条例の内容について何点か質問させていただきます。

まず、再生資源物などの保管の手続において、届出を義務づける面積の特定収集物については300平方メートル以上とするなど一定規模以上とした根拠について、どういう理由で300平方メートルになったのか教えてください。

中川大気水質保全課長 再生資源物などは、大量に保管され管理が行き届かなくなると、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあります。一方で、保管量が少ない場合には、生活環境保全上の支障が生じるおそれは低いことから、一定規模以上の保管を条例の対象としております。

条例で設けた規模要件については、条例と同じく生活環境の保全を目的とする廃棄物処理法を参考として、産業廃棄物や有害使用済機器に対する規制と同じ規模とした

しました。

土橋委員

ありがとうございます。300平方メートルというと、かなり広いところに置くと
思いますけど、この辺までがオーケーだ、この辺までがオーケーじゃないという区分
けというのは、本当に測ってみたりしなければ分からないと思いますけど、一応、決
め事ですから、しっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、届出を義務づける面積を一定規模以上とすることは分かりましたが、
条例制定の背景には、北杜市須玉町で発生した廃棄物等の大量堆積事案があることは
承知していますが、このような事案に対して、条例でどのように対応できることにな
るのか教えてください。

中川大気水質保全課長 北杜市須玉町の事案では、廃棄物処理法の規制の対象とならない有価物と称
して持ち込まれた堆肥原料の保管により悪臭が発生いたしました。

また、持ち込まれたものを廃棄物と認定することに時間を要したことが課題として
挙げられました。

条例では、この課題に対応するため、有価物であっても生活環境保全上の支障が生
ずるおそれがあるものについて、不適切な取扱いによる支障を生じさせないために必
要な基準を設け、基準に違反した場合には罰則のある命令を規定することとしていま
す。

さらに、事業者には、取扱計画の事前の届出や保管場所への搬出入の記録も義務づ
けることとしていますので、廃棄物処理法と併せて適切に運用することで、北杜市須
玉町と同様な事案についても早い段階から対応できるようになります。

土橋委員

早い段階から対応ができるようになることは、間違いなく大事なことだと思います。
早い段階で見つけることも大事ですから、頑張ってやっていただきたいと思います。

続いて、北杜市須玉町と同様な事案も条例で対応できることは分かりましたが、罰
則がある命令も規定されており、条例の実効性を高めるものと期待をしております。
そこで、改善命令などの発出要件について伺います。

中川大気水質保全課長 条例では改善命令に加え、措置命令と搬入停止命令を規定しております。

改善命令は、再生資源物の保管基準または処理基準に違反した場合に発出できるこ
ととしています。また、措置命令は、基準違反に加え、生活環境保全上の支障が生じ
ている、または生ずるおそれがあると認められる場合に発出できることとしておりま
す。搬入停止命令は、改善命令または措置命令を発出した場合であって、再生資源物
の搬入が継続すると、命令の履行に支障があると認められる場合に発出できることと
しています。

なお、命令に至る前の早い段階で改善させることが重要であるため、定期的な立入
検査などにより違反を確認した場合は、こうした規定を根拠として、強力に改善を指
導してまいります。

土橋委員

本当にこれまで法的権限がなかったところに条例ができることで、強力的な指導が可
能となるため、しっかりと運用していただきたいと思います。大事なことです。

条例ができて、のろましていたらどうにもならない。しっかり調査しながら、場所を視察しながら、条例を守るために運用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

中川大気水質保全課長 条例の施行に当たっては、廃棄物処理法だけでなく、悪臭防止法や騒音規制法などの公害関係の法令もございますので、これらを所掌する市町村とも連携しながら適切に運用してまいりたいと考えております。

白壁委員 中川さんは、環境関係のプロだから、よく分かっているし、いろんな問題が山梨県中にあることが分かっていると思うけど、例えば、90坪の土地に穴を掘りました。穴を掘って、そこに破砕した木片を中に詰め込みました。といったときに、高さが書いていないよね。面積だけしかないから、そういったときにはどういう対応をするのか、何か計画されていますか。

中川大気水質保全課長 届出を必要とする規模について、面積要件を定めましたが、それ以外に保管の基準を定めておりまして、生活環境保全上、支障が生じないような高さとして規定を守るように義務づけ、保管基準を遵守するよう求めている、その基準の中に高さの制限を加えます。

白壁委員 それはどこに載っているんだろう。例えば、木片なんかよくあるよね。富士ヶ嶺に行くと、穴を掘って木片で、これは有機物というか肥料になるからやっているというようなことを言ったり、ここに出ているような、飼料として置いていると言われると、それが周りにいろいろな迷惑をかけたり、肥料化していると言っても、臭いが出たり、いろいろ問題がある。

前にも、医療系のごみの中に埋まっているんじゃないかと言って、見ようと思ったら周りが鉄板で囲われていて、反社みたいな人たちがいて、中に入れてくれないで困ったときに、例えば、高さとか量も明確に明記してあるといいと感じたのでお聞きしましたが、どういう基準があるのでしょうか。

中川大気水質保全課長 委員御指摘のとおり、条例の中には高さが何メートルという規定は設けておりませんので、規則で定めることになっております。規則については、今、制定の作業を行っているところでございますが、保管基準につきましては、廃棄物処理法に産業廃棄物の保管基準等で高さが定められておりますので、それと同様な考え方で基準を設定していくこととしております。

白壁委員 何か基準をつくっていくんでしょうけど、違法と認められるような業者たちは、産業廃棄物だとは言わない。飼料とか価値のあるものだと言う。

ここに罰則と出ているが、それは、いろいろな命令違反に対する罰則でうたってある。どういった罰則なのか。これもやはり議会の議決を要するような条例以外の規則等で定めるとい感じなのかね。

要綱で決めれば、議会の議決は要らない。よく肥料とか、価値のあるものだと返答させることもできるからだけど、何か基準というか、例えば罰金刑だとか、いろいろ

なものがあるが、どういったものを考えているのでしょうか。

中川大気水質保全課長 条例の中で罰金、それから懲役について規定してございまして、細かくその資料には書いていなくて申し訳ございません。

条例の中で、先ほど説明いたしました措置命令に違反したものに対しては、1年以下の懲役または100万円以下の罰金と規定します。また改善命令に違反した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金といたします。

さらに、保管の届出を行わなかったり、立入検査を拒否した場合には、30万円以下の罰金を規定いたします。

加えて、両罰規定といたしまして、法人の代表者、またはその代理人、従業員などが、その法人等の業務に関して違反行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人または人に対して、規定しました罰金刑を科すことができる規定としております。

福井委員 この条例案、非常に期待をしているところです。

確認ですけれども、産業廃棄物、そして、今回の取締りの規制の再生資源物には、土砂は含まれていないということによろしいですか。

中川大気水質保全課長 御指摘のとおり、土砂は含まれておりません。この条例を制定する前に、令和3年度に有識者会議を設置いたしまして、県内で問題になった廃棄物や土砂等について、どういった対応を行っていくべきかという有識者会議を設置しております。

その中で検討をした結果、廃棄物等については、現行法令での対応が難しいことから新たな規制が必要であるとされ、一方で土砂については、令和4年5月に公布された盛土規制法を最大限活用することにより、事案に対応可能ということで、有識者会議の方の意見を踏まえて結論に至っております。

福井委員 やはり、北杜市民にとっては、この問題はすごく敏感になっていて、市内で大きなトラックが走っているところを見ると、また何か変なものが運び込まれているのではないかという心配にもかかっています。何とか取り締まる様々な法令があるということですので、県民からの情報、また市町村としっかり連携をして対応していただきたいと思います。土砂も含めてお願いします。

中川大気水質保全課長 委員御指摘のとおりだと考えております。条例では、再生資源物等ということで、土砂は含みませんが、条例の中でも、それぞれ県や事業者等の責務を規定し、県民からの通報をお願いするような規定もございまして、委員御指摘のとおり、監視もしっかりとやりながら、適切に条例を運用させていただければと考えております。

白壁委員 今、県民からの通報制のやり方ということを言われたが、結果的に調査するには、山梨県は狭い地だけれども、人間の手ではなかなか難しいよね。これを調査するというのは、密告制というか通報制によって調査するということだけでしょうか。これなかなか難しいと思うよね。

90坪ぐらいの土地だから、100坪ぐらいの土地だと、ほら、あそこのところへ

と言っても、なかなかすぐ見つからないところも出てくると思う。市町村と協議するだろうけど、もう少し何か知恵を働かせてもいいのかなと。どういうことを考えているのか、それ1点聞きたかったんだけども。

中川大気水質保全課長 条例では、通報ということで、再生資源物の不適正な保管・処理、また、産業廃棄物の不適正な保管を発見した者は、速やかに県に通報するよう努めるものということで規定をしておりますが、あくまでもこれは一つの手段であって、通常の監視活動とかも含めて、しっかりと問題を早期に把握して対応していくことが必要と考えております。

白壁委員 限界があると思うよね。特定処理物もしくは特定収集物の市町村との協議会とか、勉強会を開くことによって、もっと周知徹底するとか、土地を管理しているのは市町村なので、県が一生懸命笛吹いてもなかなか見つからない。問題になってから、臭いが上がったとか、異臭がしたとか大規模になってからやるから、最終的にはその業者、個人がどっかへ行ってしまった、それによって代執行をかけなければならない。また、県費でやらなきゃならないという悪循環に入るので、そういう監視組織体とか、何か考えていったほうがいいと思うので、ぜひ知恵を働かせてやりたいと思うので、今後またお願いという話になると思うけど、どうでしょうか。

中川大気水質保全課長 現在、県と市町村の連携も廃棄物の対応では構築されておりますし、協議会もごございますので、そういった場を活用して、幅広く再生資源物も含めて対応ができるように、また、市町村に相談をしていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第86号 令和5年度山梨県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（県有地賃料改定等対策事業費について）

福井委員 課別説明書の林2ページ、県有地賃料改定等対策事業費の補正額については、変更契約ということですが、変更契約の内容をもう少し詳しく教えてください。

小澤森林政策課長 現在、富士急行株式会社とは、山中湖畔県有地に係る貸付案件を含めて6件の土地賃貸借契約を結んでおります。本年8月4日の控訴審判決の内容を踏まえまして、これら全てについて賃料改定の交渉を着実に進めていくこととしておりますが、この

うち山中湖畔県有地及び、借地借家法の適用があるものとなないものがございます。あるものはいいですが、それ以外の、契約の様態が若干違うものが2件ございました。この山中湖畔県有地のほか2件については、既定予算を活用いたしまして早期に交渉を始めたいということで、現在契約を締結して交渉を始めているところでございます。

今般、既に始めているものに加えまして、残り3件についても交渉を始めることといたしたく、110万円の着手金相当になりますが予算計上させていただいたものでございます。

福井委員 確認です。いわゆる山中湖畔の今取り上げられているところプラス2件のところについては、これまでの既定予算でやって、新たな残り3件のところも全部、富士急との関係の分。分かりました。

その6件についての交渉スケジュールは、どのように今考えているのか、お願いします。

小澤森林政策課長 交渉スケジュールにつきましては、現在、精力的に相手方もやり取りを進めているところでございますが、相手方の対応もございまして、我々のほうで、期限を区切って交渉するという形ではなく、相手方と県民の理解が得られるような形で合意が得られるように粘り強く進めていきたいと考えておりますので、明確にここまでとか、この段階でこうしますという、スケジュールをあらかじめ決めておく形で、交渉を進めるように考えていない状況でございます。

福井委員 既に交渉には着手しているということによろしいですね。

小澤森林政策課長 交渉は、現在進めているところでございます。

白壁委員 駄目だよ、それは事前着手だ。既存のやつで、3件は今からやるといっているけど、その前のやつは今やっているということね。期間は、ここに書いてあるから、このところを中心にしながら、変更することは可能だということをやんと言わなければ駄目だよ。債務負担行為と書いてある。

小澤森林政策課長 御指摘いただいたとおり、明確にいつまでということではないですが、相手方との交渉が成立して合意が得られた日、これはあつてはならないことだと考えていますけれども、全てについて合意が得られないとなった日、正確には、その3月後の日の属する年度までで設定させていただいております。

繰り返しになりますが、県民の皆様、富士急行株式会社と皆さんの御理解が得られるような形で合意に至れるように努めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 令和5年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第3号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第95号 訴えの提起の件

質疑

望月（勝）委員 2名の滞納者は、6年間と4年間滞納しているということですが、この間、公文書で何回ぐらい本人に請求しましたか。

末木県有林課長 督促状と文書による請求の回数ですが、MC J インターナショナル株式会社につきましては、平成30年度の滞納が始まってから文書による督促は、全部で17回、そのうち連絡が取れなくなってからは5回となっております。また、井上氏につきましては、全て連絡が取れなくなって以降、文書により8回督促しております。

望月（勝）委員 法人のMC J インターナショナルへは17回、また、個人へも8回督促しているということですが、現地へ行って確認をしていますか。

末木県有林課長 MC J インターナショナルの会社の実態としては、今、休業の状態。令和2年度末までは連絡が取れていました。ただ、それ以降連絡が取れなくなりまして、現地も見ましたけれども、休業状態です。

望月（勝）委員 県営団地もそうですが、入居するときの契約の時点で、必ず保証人をつけると思います。当然、2名の方は保証人をつけてありますか。

末木県有林課長 両者は、連帯保証人をつけています。そちらにも、文書を送っております。

望月（勝）委員 保証人もついていて、連絡はしてあるということですが、保証人としてどのような対応をいただいていますか。

末木県有林課長 いずれも連絡が取れない状況でございます。

望月（勝）委員 保証人の2人にも連絡していても連絡が取れないと。契約時点で保証人になっていたときに、保証人の身元とかは調査していますか。

末木県有林課長 例えば、保証人の資力というか財産力を全て求めた上でつけるという決まりにしている不備があるので、そういった調査は特にしていません。

望月（勝）委員 県有地は、当然借地ですが、その場合、県として保証人の身元と同時に保証人の財産、資産も確認しないで保証人になってもらっているんですか。

末木県有林課長 そうです。契約者本人もそうですし、保証人につきましても、今どれだけの財産があるかといった調査はルールの中で求めています。

望月（勝）委員 当然この借地人の2人に対しては、債務の状況もありますから、県の関係のそうした訴訟を起こして、何らかの形をとらなければいけないことは分かっていますが、保証人も同時に担保できるような形をつくってもらいたかったです。今後もそうしてもらわないといけないうね。

恐らくこの2名だけではなく、ほかにも何人か滞納者はいますか。

末木県有林課長 清里の森につきましては、別荘区画が全部で826区画ありまして、そのうち797区画で契約を頂いているところですが、この中に滞納者はほかにもいまして、令和4年度までの間で滞納している者につきましては、本年10月末現在で31名おります。

望月（勝）委員 この2名以外に31名の滞納者がいるということですが、31名に対して、県からの公文書による通知をどのくらい出しているのか、お聞かせください。

末木県有林課長 31名には、この2名も含んでおりますが、31名全体で何回通知を出したかについては、手元に資料がありませんが、まず、締切りの日が来てから20日を過ぎると督促を出します。半年のところでもまた出す。そして1年後に出しておりますので、31名にそれぞれ出しておりますので、相当数になります。

望月（勝）委員 2名を訴訟するということではありますが、ほかの方も一緒に訴訟の土台へ乗せることはしないのですか。

末木県有林課長 31名の内訳でございますが、それぞれ督促する過程で、支払いの意思が確認できない方が8名。残る23名につきましては、督促する過程の中で、納付について約束していただいたり、分納に応じていただいているということから、訴訟の対象から外しております。

8名のうち3名につきましては、既に過去に訴訟を行っておりまして、債務名義を取得しています。残る5名のうち3名につきましては、滞納額が60万円以下ということで、訴訟ではなく、裁判所へ支払い督促を申し立てる制度によって債務名義の取得で、訴訟と同様の効力が得られる手続によって債権回収を進める方向で、弁護士に相談しており、残った2名について訴訟を行う判断をしたところでございます。

望月（勝）委員 訴訟を起こして裁判を行うということですが、弁護士はどのようにしているのですか。

末木県有林課長 貸付料の滞納に係る分につきましては、県の顧問弁護士に依頼しております。

望月（勝）委員 県の顧問弁護士を活用して裁判をしていくということですが、もし勝訴した場合、県としてはその後の対応としてどのように考えているのかお伺いします。

末木県有林課長 引き続き、債務者と接触を試みてまいりますけれども、並行して資産調査を行い、財産が確認できれば差押えを行うなど債務名義に基づく法的措置を併せてとってまいります。

望月（勝）委員 そうした形をとらなければ、県としても、不良債権にするわけにもいかないし、その後も問題が出てくると思います。清里の森の別荘地には、滞納者も相当いるようですが、県としての対応がしっかりしていかなければ、ほかの県有地に対しても問題が出てきますので、県有地だけではなく、先ほども言いましたが、県営団地などの施設も滞納者が多いわけです。直接訪問したけれども駄目だとか、相手も巧妙になってきて、いろいろな工夫をして逃げ道をつくると思います。そういうことのないように県の財産をしっかりと守っていただきますようお願いいたします。その対応をお聞かせいただいで終わります。

末木県有林課長 先ほど、31名のうち23名については、お支払いの約束を頂いていると申し上げましたが、今後その約束を果たしていただけないのであれば、当然法的な措置をとってまいりますし、県としても適切で厳正な対応をしっかりととっていきたいと考えております。

望月（勝）委員 どうもありがとうございました。特に保証人を立てる場合、最初の契約時点で、保証人もしっかりと同等の立場になるような感じになりますので、しっかり県で対応してもらえるようお願いいたします。ありがとうございました。

白壁委員 保証人って連帯保証人のことを言っているのかな。連帯保証人をつけてあるってことだね。

末木県有林課長 連帯保証人でございます。

白壁委員 あと、80万円以下、60万円以下のいわゆる少額訴訟法には、30万円以下という一番小さいものがある。それは1日結審だから、訴訟で訴えれば1日結審で、そこで払いなさいと出る。

それと、今九百何十万円という滞納があるが、減価償却した資産価値がどのぐらいあるかというのを調べている。これから弁護士とやるのかな。裁判も考えていったほうがいいよ。こういうところは、もう休業していて多分いない。出廷を命じても多分無理だと思うから、そうなる outcomes 出てこなければ裁判にはかけられない。そういうこと

も考えていかないと今からいろいろなものが出てくると思うよ。

だから何でもかんでも取り壊して撤去してもらって、更地にして戻してもらおう。相手がいなければ県がやるしかない、となってきたときに資産の放棄をしてもらって、それを裁判にかけるとか、何かそういうことも考えていく時代が来るかもしれない。いろいろ考えてみてください。どうでしょう。

末木県有林課長 委員がおっしゃるとおり、県が強制執行して、費用が回収できるのかというのが一番大きなポイントだと思います。

まず、MCJに関しましては、会社が休業状態ではありますが、代表取締役の居どころについては、文書が御本人に渡ったということが確認できましたので、住所は分かっています。

白壁委員 内容証明でやったということ。

末木県有林課長 そうです。ただ電話をしても現地に行っても会うことができない状況ですが、いるところは分かっています。

もう一つ、建物の価値については、今後の話ですけれども、御本人が全く応じてくれない場合、強制執行するとなったときに、改めてこの価値を精査して請求金額を出すことになると思います。いずれにしても、費用の回収が一番大きいと思いますので、そこは先ほど申しあげました資産の差し押さえも並行して取り組んでいかなければならないと考えています。

佐野委員 関連して、行政側が貸し付けると言っても相手方が民間ですので、民法がかかってくると思います。今ちょっと調べてみましたら、2020年に民法が改正されて、賃貸借契約書では保証する金額の限度額を設けること、それから、限度額についての内容を契約書に示すことが必要になってきています。2020年以前に契約をしていますが、今のように連帯保証人がいなくなってしまうとか、分からなくなってしまうとしたら、基本的な民法上でいつも一般的な保証人、いわゆる二親等以内の者とか、継続的な不動産収入があるとか、やはり今後、法改正になったものも含めて、全ての県有地でやらなければいけないのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

小澤森林政策課長 全ての県有地ということでございます。県有林の所管でございますが、ただいま我々も、県有地の高度活用を目指しまして、ルールづくりの作業を進めているところです。

御指摘のとおり、民法改正によりまして、極度額を定めることになっております。これはどのような決め方をするかというのは、今後の議論になりますけれども、一般的には、例えば、アパートとかの場合ですと2か月分とか、比較的賃料の未納を回収する程度にとどめられるような運用がされていると伺っております。

こういう形で建物がある土地の場合、その撤去費用まで見られるのかとか、それは課題であるという議論もある中で、どのような決め方をするかは、今後よく詰めていかなければならない部分ではありますが、一つの考え方として、これは議員からも御指

摘いただいたところもありますが、一般の借地権ではなくて、定期借地権の制度を活用する中で、保証金という形で、未納に備えて預からせていただくとか、そういった手法も含めて制度を検討していきたいと考えているところです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県環境整備センターについて)

福井委員 まず、山梨県環境整備センターについて伺います。

事業終了後の体制について、地元の区長への説明会が終わりました。その中で、今後の進め方については、地区長さんから区民の皆さんへの説明を想定しているとのことでした。ただ、地区長さんに詳しい話を任せるのは困難だと思われます。また、傍聴の方からは、「もう決まっていることだから何を言っても無駄だ」という諦めに近い言葉も聞こえました。

そのような中、より丁寧に説明を重ねるべきと考えますが、今後の対応について伺います。

守屋環境整備課長 前回、地元の区長、代表者を集めて説明会を行ったところですが、そのときに、地元の方から、資料に分かりづらい点があるという意見や具体的な維持管理体制を今後示してほしいという意見、また、より開かれた場によって説明を希望したいといった御意見を頂戴したところです。

こうした意見を踏まえて、説明資料を整えまして、地域住民全体を対象とした説明会を開催する方向で考えております。

来年1月下旬頃の開催に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。説明会などを通じて、住民の皆様からいただいた意見を参考にしながら対応したいと考えております。

福井委員 説明会で区長から、これまで県と地元の信頼の上に成り立ってきたと。今後も信頼関係が損なわれることがないように進めてもらいたいという発言がありましたが、それが全てだと思います。ぜひ、今後も地元へ寄り添った対応を進めてもらいたいと思います。

守屋環境整備課長 確かに地元の説明会では、信頼関係を大切にしてもらいたいという話がありました。今後も地元との信頼関係を崩さないように、丁寧に説明を行いながら、しっかりと地元の意見も伺う中で、今後の維持管理体制について検討をさせていただきたい

と思っております。

それと、9月の説明会で地元の方から、確かに結論ありきでの説明がなされているのではないかとということがありました。その際にも地元の皆様にお伝えしたところですが、説明会は県が一方的に結論ありきで内容を伝えるという場ではなく、今後のセンターの維持管理体制の検討を進めていく上で、地域住民の方の意見を伺うという機会を設けることが必要だと考えて開催するものでございます。

これまでは、方針決定過程において、地元の意見を十分に聞いているとは必ずしも言えない状況もあったと思いますけれども、今回は、地元の皆様の意見をしっかり聞きながら、新たな維持管理体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

福井委員 ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

(国立公園の歩道管理について)

次に、国立公園の歩道管理について伺います。

11月27日付の地元紙の報道で、「国立公園の歩道5割が無管理」という記事がありました。環境省の調査によると、県と隣接都県にまたがる3つの国立公園で登山道や遊歩道の5割が管理者不在になっていることが明らかになったということです。

このことに対する県の受け止めを、まずお聞かせください。

保坂自然共生推進課長 報道で取り上げられました調査ですけれども、内容につきましては、環境省が省内で検討するために、各国立公園の管理課、自然保護課にアンケートしたものと聞いております。

内容としますと、環境省が主体となって検討する事案だと思われそうですが、県としても、今後の動きを注視してまいります。

福井委員 管理者がいないことについては、登山道が荒廃していくことなので、ただ注視していただくだけではなく、県も積極的な関与が必要だと思います。このことについて御所見を伺います。

保坂自然共生推進課長 国は、管理者不在の歩道につきまして、新たな管理者の設定や、適切な整備を進めたいという考えを示しております。県としましても、管理者不在の歩道につきまして、国が管理者を設定しようとする場合については、地元の市町村と連携しながら国へ情報提供するなど、協力してまいりたいと考えております。

福井委員 県有地の中においても管理者がいない歩道があることが現実です。そこで、登山者をはじめ、県民の皆さんが事故や災害に巻き込まれたときの責任の所在も含めると、やはり県が積極的に関与すべきではないかと思えます。

そして、管理者がいない登山道の整備をボランティアで行う人がいることについては、9月の本委員会でも紹介をさせていただきましたけれども、県有林内の登山道許可申請の簡素化について、そのときも伺って答弁を頂いたところですが、法令に基づく許認可については困難ということは理解しました。県有林木の買受けについては、申請者の負担軽減、売払いの事務の適正性との兼ね合いの中で、今後十分に検

討するとのことでしたけれども、その検討の進捗状況についてお聞かせください。

末木県有林課長 検討に当たりましては、まず過去事例の洗い出しをしまして、申請者にどのような資料を求めたのかということを確認しました。その上で支障木として県が売払う際に、県が行います価格の算定、どの過程でどの部分が簡素化できるのかを探すといった工程になります。

現時点では、過去事例の洗い出しと確認の作業が終わったところでございまして、現在、申請者の負担軽減と正しい価格算定が両立できる方法について、課内と出先の林務環境事務所で今話し合いをしている状況でございます。

福井委員 前向きに進めていただいているということが分かりました。引き続きよろしく願います。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおりと決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を明年1月22日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・ 本委員会が11月13日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 長澤 健